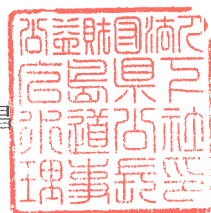


確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更、設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は、1から3のとおりです。

令和7年5月21日

公益財団法人広島県下水道公社 理事長 上 仲 孝 昌



業 務 名	大田川流域下水道東部浄化センター Ⅱ系ポンプ棟 No.1-1 汚水ポンプ外修繕業務
入札方式	一般競争入札（事前審査型）
公告日又は指名通知日	令和7年5月15日
入札日時	令和7年6月4日 午前10時
開札日時	入札終了後

1 公告変更
0件

2 設計図書に対する質問・回答書（別紙）
0件

3 修正事項等
2件

公告文の一部修正について

令和7年5月15日に公告をした下記1の一般競争入札は、下記2のとおり公告文を一部修正する。

1 業 務 名

大田川流域下水道東部浄化センター

Ⅱ系ポンプ棟 No.1-1 汚水ポンプ外修繕業務

2 修正内容

- (1) 5(1)の技術要件以外の要件の表中の「ア 令和7・8年度の広島県の一般競争入札参加資格を認定されていなければならない業種」を「ア 令和5・6年度の広島県の一般競争入札参加資格を認定されていなければならない業種」に修正する。

- (2) 一般競争入札公告共通事項（修繕業務）を別紙のとおりとする。

修正箇所：1(4)配置技術者の兼務等

一般競争入札公告共通事項（修繕業務）

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- ア この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、広島県下水道公社の入札等の参加制限及び広島県の指名除外措置、下請制限措置又は低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第3項の規定に該当したことによる入札参加の制限措置の対象となっていないこと
- イ この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件修繕業務の請負人となることを禁止する内容を含まない処分であって、すでに広島県が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。）を受けていないこと
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること
- エ 他の入札参加希望者と次のいずれの関係にある者でもないこと
- (ア) 他の入札参加希望者の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）
- (イ) 他の入札参加希望者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）
- (ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社
- (エ) 役員又は管財人（会社更生法（平成14年法律第154号）第67条の管財人及び民事再生法（平成11年法律第225号）第64条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者
- (オ) その他他の入札参加希望者と前記アからエまでのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなってから5年を経過しない者又はこれらの者が事実上支配していると認められる団体若しくはその構成員でないこと
- (2) 同種（同規模）修繕業務等の元請施工実績が「公共工事等」に限定されている場合の「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した修繕業務又は設置工事をいうものとする。
- ア 国及び地方公共団体
- イ 当該修繕業務の発注当時において効力を有していた法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）
- ウ その他ア又はイに準ずる者が発注した修繕業務等
- (3) 配置予定主任技術者の取扱いについて
- ア 配置予定主任技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。なお、恒常的な雇用関係とは、入札参加希望書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。
- イ 配置予定主任技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、入札参加希望書を提出する時に配置予定主任技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記載することができる。
- ウ 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、その理由を問わず、配置予定主任技術者の変更・差換え等は認めない。
- エ 工期の延伸等により、配置予定主任技術者を配置することができないにもかかわらず入札

した者については、後日指名除外措置を行うことがある。

オ 落札後、修繕業務の実施に当たって、入札参加希望書に記載した配置予定主任技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

(4) 配置技術者の兼務等

配置技術者の兼務等については次のとおりとし、受注者が本件修繕業務に係る主任技術者又は監理技術者を定めて現場に置いたときは、このことについて誓約書の提出を求めるものとする。

ア 他の工事等の監理技術者として配置されていないこと（配置技術者が監理技術者にあつては、監理技術者の職務を補佐する者として、建設業法施行令（以下「施行令」という。）第28条第1項で定める者をそれぞれの工事に専任でおくときは、この限りではない。この場合の兼務できる件数は2件とする。）。

イ 施行令第27条第1項に該当しない工事等について、現場代理人として5件（本件修繕業務を除く。）以上兼務していないこと。（災害復旧工事に係る件数を除く。）

ウ 施行令第27条第2項が適用される修繕業務にあつては、2件（本件修繕業務を除く。）以上の技術者又は現場代理人（以下「主任技術者等」という。）として配置されていないこと。

エ 施行令第27条第1項に該当する工事等で、本件修繕業務に関して施行令第27条第2項が適用されないものについて主任技術者等として配置されていないこと。

オ 主任技術者等として兼務又は管理する工事等の施工箇所は、施行令第27条第2項が適用される工事等にあつては、全て同一の流城市町内（当該流域下水道の流域関連市町）であること。

2 入札方法等

(1) 電報又は郵送による入札は、認めない。

(2) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。

ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき

イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき

ウ 入札者が2以上の入札をしたとき

エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき

オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があつたとき

カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき

キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき

ク その他広島県契約規則第21条各号の一に該当するとき

(3) 開札の結果落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、その場で直ちに、くじ引きを行って落札者を決定する。

3 入札保証金

免除する。

4 契約保証金

免除する。

5 入札参加希望書等について

(1) 入札参加希望書等は、提出者に無断で使用しない。

(2) 入札参加希望書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加させない。また、後日指名除外措置を行うことがある。

6 その他

(1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。